

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	市内大学等の留学生受け入れ方針等に係る調査分析業務
発 注 課	総務局国際部国際課
選 定 事 業 者	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
○本業務は、令和6年度に実施した『新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務』（以下、「令和6年度調査」という。）において、プロポーザル方式により選定された受託者から独自に提案された新たな留学生支援施策案等の更なる精査や強化等を目的とした、追加調査・分析業務である。 ○令和6年度調査においては、受託者（デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社（以下、「デロイト社」という。））から13案の新たな留学生支援施策のほか、本市のブランドコンセプトとそのプロモーションに関する事など、極めて独自性の高い提案を受けたところ。 ○本業務は令和6年度調査の成果をもとに行われるものであり、この調査からの連続性と一貫性が不可欠であるため、実施に当たっては、調査分析の前提を熟知しているとともに、令和6年度調査に関与した関係団体との連携体制が必須である。 ○また、新たな留学生支援施策については、本業務における調査結果を踏まえて、令和7年の上期を目途に一定程度の結論を整理する方向であることから、履行期限までに確実に調査・分析を終えられる事業者であることが求められる。 ○以上のことから、令和6年度調査を熟知し、連続性・一貫性・整合性を保ちつつ、新たな留学生支援施策として示されている13案のほか、独自のブランドコンセプト・プロモーションの更なる精査や強化等を行うことができるのは、デロイト社を除いては他にいないことから、同社を相手方とした特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和7年6月23日